

読書で育む 生きる力

第三次 長野市子ども読書活動推進計画



長野市教育委員会

はじめに

子どもは読書を通じて言葉を覚え、考えることや表現することを学び、自ら進んで知ることの楽しさを体験します。また、1冊の本との出会いが、その後の人生を支えたり、生き方を変えたりすることもあります。

平成13年12月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。本市においても、平成19年4月に「長野市子ども読書活動推進計画」、平成25年4月に「第二次長野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

「第二次長野市子ども読書活動推進計画」の主な成果としては、おひぎで絵本事業の絵本配付率の増加、市立図書館と読み聞かせボランティアとの協働による子ども向け行事の開催、読み聞かせを実施する公民館数の増加、「長野市子ども読書デー」の設置及び関連イベントの開催、長野市子ども読書活動推進イメージキャラクター「BOOKロウ（ブックロウ）」を公募により決定したこと、などが挙げられます。

一方、子どもが読書活動を行う現場では、読書活動推進のための様々な取組が行われているものの、関係機関の連携や普及啓発が不足しているという点も課題として挙げられます。

そのため、これまでの成果や課題の検証、子どもを取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、このたび「第三次長野市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画では、子どもが本に親しみ、自主的に読書を行う習慣を身に付け、読書活動を楽しむことができるよう、これまでの取組を継続するとともに、新たに、家族全員が子どもの読書活動に関わるための取組、読書を通じてふるさとや世界各国の文化等を理解するための取組、ICTを活用した普及啓発の実施などを盛り込みました。今後も読書環境の充実や関係機関の連携、読書活動に関する普及・啓発活動の促進に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年4月

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 第二次計画期間における成果と課題

- 1 各施策における成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 第二次計画策定後の情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 基本的視点

- 1 基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 子どもの読書活動推進に係る体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 子どもの読書活動の推進のための施策

施策1 家庭における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 家庭での読書活動の取組への支援
- 2 保健センター等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 保健センター等における子ども読書活動への支援

施策2 教育・保育施設等における子どもの読書活動の推進

- 1 教育・保育施設等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等における子ども読書活動の充実
- 2 こども広場・地域子育て支援センターにおける取組・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) こども広場・地域子育て支援センターにおける子ども読書活動の充実

施策3 学校等における子どもの読書活動の推進

- 1 小学校・中学校等における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 読書指導の充実と子どもの自主的読書活動の促進
 - (2) 学校図書館図書資料の整備・充実
 - (3) 学校図書館の機能充実
 - (4) 教職員の読書に関する意識の高揚と研修機会の充実
 - (5) 家庭との連携による読書指導の推進
 - (6) 地域との連携・協力による読書活動の充実
 - (7) 読書を通じた国際感覚形成等の促進
- 2 放課後子ども総合プラン施設における取組・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 放課後子ども総合プラン施設における子ども読書活動の充実

施策4	市立図書館等における子どもの読書活動の推進	
1	市立図書館における取組	20
	(1) 子ども対象の読書推進事業の充実	
	(2) 児童・青少年向けサービスの充実	
	(3) 特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実	
	(4) 図書館司書の充実	
	(5) 資料整備と情報化の推進	
	(6) 図書館サービス網の充実	
	(7) 読書を通じた国際感覚等の形成	
2	社会教育施設等における取組	24
	(1) 市立公民館等における子ども読書活動の充実	
	(2) その他の社会教育施設における子ども読書活動の充実	
施策5	関係機関の連携と普及啓発の推進	
1	関係機関の連携	26
	(1) 関係機関及び民間団体等との連携・協力	
2	普及啓発の推進	26
	(1) 全市的な啓発事業の実施	
数値目標		28
資料		
	第三次長野市子ども読書活動推進計画 諮問・答申	30
	第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	31
	第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会の検討経過	32
	第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定体制	33
	第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定経過	34
	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	35
	長野市子ども読書活動推進計画庁内検討会議要綱	37
	第三次長野市子ども読書活動推進計画策定に係る市民意見募集結果	38
	第三次長野市子ども読書活動推進計画目標値及び設定根拠等	39



第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。そして、この法律に基づき、おおむね5年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次計画：平成14年8月、第二次計画：平成20年3月、第三次計画：平成25年5月）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

本市では、この法律に基づき「長野市子ども読書活動推進計画」（第一次計画：平成19年4月、第二次計画：平成25年4月）を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

今回、第二次計画が平成29年度で満了となること、また、子どもを取り巻く社会環境の変化に即した内容とするため、第二次計画での取組の成果と課題を踏まえ、今後5年間の方向性を示す「第三次長野市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

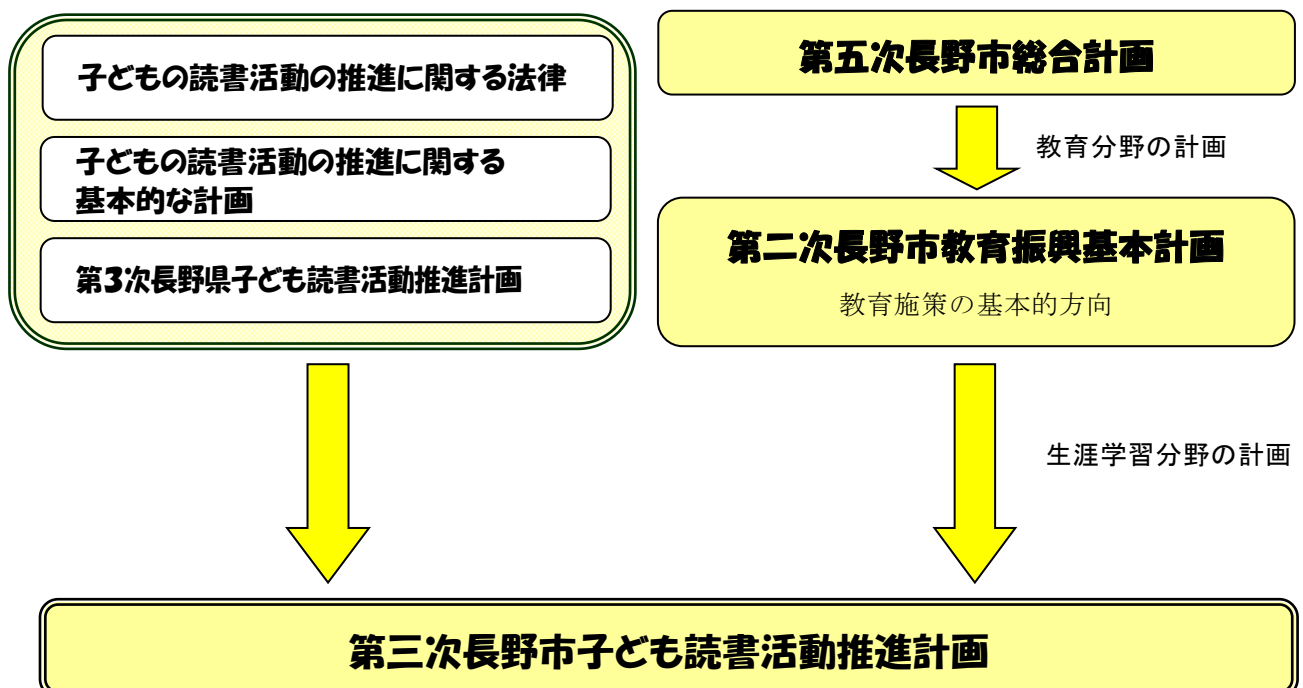
2 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

3 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、長野市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。

また、「第二次長野市教育振興基本計画」の個別分野の計画とし、同計画及び本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画前期基本計画」との整合を図ります。



4 計画の推進と評価

本計画の推進に当たっては、目標となる指標の達成状況及び具体的な取組の進捗状況について、毎年度庁内調査を実施します。庁内調査の結果をもとに、必要に応じ事業内容及び手法などの改善を図ります。



※本計画の対象となる子どもの年齢は、0歳からおおむね18歳までとします。

※絵本や紙芝居を絵を見せながら声に出して子どもに読んで聞かせる「読み聞かせ」については、「読みがたり」とよぶこともあります。この計画においては「読み聞かせ」で表記しています。

第2章 第二次計画期間における成果と課題

1 各施策における成果と課題

施策1 家庭における子どもの読書活動の推進

《具体的な取組実施状況》

施策小分類	事業数	進捗状況
家庭における取組	10	実施中 10

《数値目標》

指標項目	23年度実績値	28年度実績値	29年度目標値
「おひざで絵本」事業での絵本配付率	89.9%	92.1%	96.0%

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針												
○ 乳児の豊かな心の成長と親子の絆を深めるきっかけづくりとして、長野市版ブックスタート*1「おひざで絵本」事業を平成21年度以降継続して実施している。 ○ 「おひざで絵本」事業での絵本配付率は、平成28年度実績において、第二次計画最終年度の目標値には届いていないが、7～8か月児健康教室のほとんどの参加者に絵本を渡すことができている。 ○ 市立図書館において「あかちゃんのおはなし会」を実施した。親子が触れ合う機会の提供を通じて、読書の楽しさや重要性を伝えている。参加者数を増やすため、広報活動の拡大を行った。 ○ 乳幼児教室や子育て教室において読み聞かせ等を実施する公民館数が増加した。	○ 「おひざで絵本」事業の効果の検証や、今後の事業改善の参考とするため、保護者アンケート等の実施を検討する。 ○ 公民館での読み聞かせは、地域により開催要望に差があるが、子育て世帯が多い地域では、ボランティアに協力を依頼するなどして、受け入れ態勢を整える。 ○ 1か月の読書冊数は5年前と比べ、小・中学校では微増、高校生では微減している。1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は5年前と比べ、小学生は低下し、中・高校生は増加している。特に高校生の割合が高い。 【参考】 ◇ 1か月間の平均読書冊数 <table><tr><td>小学生</td><td>中学生</td><td>高校生</td></tr><tr><td>11.4冊</td><td>4.2冊</td><td>1.4冊</td></tr></table> ◇ 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合 <table><tr><td>小学生</td><td>中学生</td><td>高校生</td></tr><tr><td>4.0%</td><td>15.4%</td><td>57.1%</td></tr></table> (公社)全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施 「第62回学校読書調査 (2016年)」より	小学生	中学生	高校生	11.4冊	4.2冊	1.4冊	小学生	中学生	高校生	4.0%	15.4%	57.1%
小学生	中学生	高校生											
11.4冊	4.2冊	1.4冊											
小学生	中学生	高校生											
4.0%	15.4%	57.1%											

*1 ブックスタート：地域に住むすべての赤ちゃんと保護者に、絵本と触れ合うことの大切さや楽しさを伝えながら絵本を手渡す運動。

施策2 地域における子どもの読書活動の推進

《具体的な取組実施状況》

施策小分類	事業数	進捗状況
放課後子ども総合プラン施設における取組	5	実施中 5
社会教育施設等における取組	17	実施中 17
地域による子ども読書関連活動への支援	2	実施中 2

《数値目標》

指標項目	23 年度実績値	28 年度実績値	29 年度目標値
読み聞かせを行う市立公民館（割合）	15 館 (51.7%)	25 館 (86.2%)	29 館 (100%)

【放課後子ども総合プラン施設】

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○放課後子ども総合プラン*²施設において、地域ボランティアや母親クラブ*³等の協力により、読み聞かせを実施した。 ○11施設に安心こども文庫*⁴が設置されている。	○受入学年の拡大が進み、全登録児童に対する一律の読み聞かせが難しくなっている。

* 2 放課後子ども総合プラン：従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ）を活用して、放課後等における児童の安全で安心な居場所を提供するとともに、遊び・学習・各種体験活動を通じて児童がルールやマナーを身につけたり、体力・創造力を向上させたりすることを目的とするもの。

* 3 母親クラブ：子どもたちの健全育成を願い、児童館等の福祉施設を拠点として地域ぐるみでボランティア活動を行う組織。

* 4 安心こども文庫：県の安心こども基金を活用して、読み聞かせ用の絵本を中心に創設した「文庫」。

【社会教育施設等】

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
（市立公民館） ○地域の人材を子どもの読書活動に生かすため、読み聞かせボランティアを養成する講座を市立公民館で開催した。 ○公民館講座や図書館分室*⁵で絵本の読み聞かせを行い、子どもと保護者に読書の大切さを知ってもらうきっかけとなった。 ○図書館分室では、季節や年中行事を意識した絵本の紹介やお薦め本の展示を行った。 ○公民館報に、図書館分室の紹介やお薦め本の情報を掲載した。	○市立公民館の読み聞かせボランティア養成講座は、企画しても参加者が少ないため、開催数が減少している。 ○本に親しむきっかけとなるような読み聞かせ等の読書啓発を、今後も継続して実施する。 ○公民館ごとに図書館分室の扱いが様々で、児童書の貸出数に著しい差が出ている。
（こども広場・地域子育て支援センター） ○こども広場*⁶や地域子育て支援センター*⁷におい	○今後も親子で絵本に親しむ機会を積極的に設ける。

て、読み聞かせの会を実施した。参加者には大変好評で、大勢の親子参加がある。絵本の貸出し利用も多い。	
(保健所健康課・保健センター) ○7～8か月児健康教室において、おひざで絵本事業の絵本と一緒に、お薦め絵本リストや市立図書館の紹介チラシを配付し、子どもの読書活動を推進した。	○7～8か月児健康教室の魅力を高め、広報活動の拡大により参加率の向上を目指す。 ○健康教室に参加しない保護者への配付については、対象の乳児及び保護者の状況を考慮しながら方策について検討する。

- * 5 図書館分室 : 各公民館(篠ノ井を除く)に設置されている南部図書館の分室。公民館によっては図書室や図書コーナーと呼んでいることもある。
- * 6 こども広場 : 市内2か所にあり、主に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者の遊びと交流の広場。
- * 7 地域子育て支援センター : 子育てを支援するために保育所内に併設されているもので、育児相談や子育て講座、園開放などを実施している。

【地域による支援】

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○「長野市芸術文化振興事業助成金」及び「子どもゆめ基金」の紹介と利用促進を行った。 ○ボランティアの協力を得て、図書館で「おはなし会」を実施した。	○今後もボランティアの協力を得て「おはなし会」等を実施し、活動の支援を行う。

施策3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

《具体的な取組実施状況》

施策小分類	事業数	進捗状況
市立図書館における取組	26	実施中 23 未実施 3

《数値目標》

指標項目	23年度実績値	28年度実績値	29年度目標値
市立図書館における中高生世代(13歳～18歳)の貸出利用者数	13,870人	10,512人	14,200人
図書館分室における児童書の貸出冊数	24,454冊	20,830冊	25,400冊
市立図書館おはなし会参加者数	2,431人	2,610人	2,640人

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○読み聞かせボランティアの紹介要請があった場合に、市立図書館に登録しているボランティアの紹介を行った。 ○年間を通じて、読み聞かせを中心とした、子どもに	○図書館は、子どもが保育所・幼稚園や学校以外で読書の楽しさを知る身近な場所であるため、地域の子ども読書活動の拠点施設として、図書館資料の整備・充実や職員のより一層の資質向上が必要で

読書の楽しさを伝える各種行事をボランティアとの協働で開催した。 ○児童書コーナーの充実を図り、蔵書数は年々増加している。 ○子ども向け図書の計画的な購入や買い換えを実施した。児童書のリクエストについては、選定基準に適合するものは、できる限り購入している。 ○子どもが読書に興味を持つためのきっかけ作りとして、児童向け図書館だよりを発行し、ホームページにも掲載した。 ○ヤングアダルト*⁸向けの図書を集めた常設コーナーを設置した。 ○市立公民館に設置している図書館分室に新刊本を随時配本し、児童書の充実を図っている。また、リクエストの受付や「おはなし会」の選書など、公民館と連携し、子どもの読書活動を推進している。 ○特別支援学級や特別支援学校に点字図書や録音図書の団体貸出を行った。 ○ボランティアによる点字図書・録音図書の製作を行った。また、ボランティアのスキルアップのため勉強会を実施した。 ○おはなし会の現場や研修会への参加を通じ、子どもの読書活動に携わる図書館司書のスキルアップを図った。 ○おはなし会やお楽しみ会等の子ども向け行事をボランティアと協働で実施した。 ○インターネットによる予約システムを導入し、新刊案内や貸出・予約状況について検索できるようになった。 ○移動図書館において児童書の貸出を行い、図書館本館及び分室の利用が難しい子どもの読書活動を支援した。	ある。 ○行事参加者数の増加を図るため、開催情報発信の拡大を検討する。 ○児童向け図書館だよりの頒布先の拡大を検討する。 ○児童書やヤングアダルト向け図書コーナーについては、構造上の制約はあるが、ディスプレイの工夫等で気軽に利用できる雰囲気づくりに努める。 ○団体貸出制度*⁹がより多くの団体に利用されるよう、周知等に努める必要がある。 ○良書・名作を中心に、子ども向け図書の計画的な購入や買い換えを実施する。 ○移動図書館の効果的な利用を促進するため、巡回ルートの見直しを検討する。
---	--

*⁸ ヤングアダルト：主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

*⁹ 団体貸出制度：保育所、幼稚園及び学校等に対し、団体としての資料利用を目的に貸出しを行う制度。

施策4 学校等における子どもの読書活動の推進

《具体的な取組実施状況》

施策小分類	事業数	進捗状況
保育所・幼稚園等における取組	5	実施中 5
小学校・中学校等における取組	17	実施中 17

《数値目標》

指標項目	23 年度実績値	28 年度実績値	29 年度目標値
読書を「好き」と答えた児童・生徒の割合（小 5・中 2）※	小 5 77.0% 中 2 76.0%	—	小 5 85.0% 中 2 82.0%
読書を「好き」と答えた児童・生徒の割合（小 6・中 3）※	—	小 6 80.1% 中 3 72.9%	—
一週間の読書時間が「1 時間以上」と答えた児童・生徒の割合（小 5・中 2）※	小 5 49.0% 中 2 49.0%	—	小 5 52.5% 中 2 51.0%
1 日当たりの読書時間が「10 分以上」と答えた児童・生徒の割合（小 6・中 3）※	—	小 6 65.5% 中 3 50.7%	—
「学校図書館図書標準」達成学校数の割合	小学校 82% 中学校 68%	小学校 96% 中学校 75%	小学校 100% 中学校 100%

※23 年度長野市児童生徒の生活・学習意識実態調査アンケートを元に目標設定したが、この調査は 26 年度から希望校のみの調査となった。このため、別に実施している全国学力・学習状況調査の児童・生徒の質問紙調査のデータを用い二段書きとした。

【保育所・幼稚園等】

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○子どもが読書に親しむ基盤づくりの時期であることから、保育時間中、保育士やボランティアによる読み聞かせの時間を積極的に設けた。 ○家庭で絵本に触れる機会を増やすため、絵本の貸出しを行った。 ○読み聞かせの方法や、絵本の選び方を学ぶため、園内研修会を実施した。 ○園だよりにお薦め絵本の記事を掲載し、絵本への興味が湧くよう工夫した。	○絵本に親しめる機会を更に増やす必要がある。 ○教育・保育の中で園児に絵本の楽しさを伝えられるよう、職員が子どもの読書活動について学ぶ場を多く設けていく。 ○園児や保護者が絵本に関心を持つよう、絵本コーナーの充実や、園だよりで絵本を紹介する等の情報提供に努める。

【小学校・中学校等】

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○全校一斉読書を、小学校では100%、中学校では95.8%、読書週間・旬間の設定及び図書の推薦は全ての小・中学校が実施し（いずれも平成28年度実績）、学校における読書活動の一層の推進を図った。 ○教職員の読書活動関連研修を実施し、好評であった。 ○レファレンス *10や調べ学習で必要な資料を市立図書館及び県立図書館から団体貸出しを受け、連携を図った。 ○学校図書館法の改正に伴い、平成29年度から教育委員会が学校司書を直接任用することとなった。 ○PTA やボランティアによる校内読み聞かせやブックトーク *11等を実施した他、図書館だより等で	○他の日課等もあり、読書活動のための時間を確保することが困難になっているが、一斉読書等の取組を今後も継続して実施する。 ○市立図書館や県立図書館との連携は、勤務時間中に図書館に出向くことが困難なため、配送方法の検討が必要である。 ○学校図書館に係る教職員の力量向上のための研修を実施する。 ○図書資料のデータベース化は進んだが、学校間における、図書館運営に係る情報の共有や連携・協力の機会が少なかったため、今後増やしていく。

読書啓発活動を行った。 ○学校図書館システムの蔵書検索により、学校間での貸出しを実施した。	
--	--

*10 レファレンス：調べものを手伝うこと。

*11 ブックトーク：あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲をを起こさせる活動。

施策5 推進体制の整備と普及啓発の推進

《具体的な取組実施状況》

施策小分類	事業数	進捗状況
推進体制の整備	1	実施中 1
関係機関との連携・協力の促進	10	実施中 7 未実施 3
情報の収集・提供と啓発活動の推進	7	実施中 7

取 組 ・ 成 果	課 題 ・ 今後の方針
○図書館をより身近に感じてもらえるよう、小・中学校と連携して図書館見学や職場体験を実施した。 ○読み聞かせの人材要請に応じ、読み聞かせボランティアの紹介を行った。 ○市立図書館や公民館で、読み聞かせ講座等を開催した。 ○市立図書館とボランティアが連携し、子ども向け読書イベントを開催した。 ○子ども向け図書館だよりの発行やブックリスト*12の配布により、お薦め本等の情報提供に努めた。 ○子どもに読書の楽しさを伝えるため、おはなし会やお楽しみ会、図書館まつりでの子ども向け行事を行った。 ○平成25年度から、長野市子ども読書デー（11月3日）を設置し、読み聞かせ講座等子どもの読書活動に関するイベントを開催した。 ○長野市子ども読書活動推進イメージキャラクターを公募し、「BOOKロウ（ブックロウ）」に決定した。	○学校図書館に関する相談体制が未整備である。 ○読み聞かせ講座について、初心者向けだけでなく、より実践的な中・上級者向け講座の開催を検討する。 ○子ども読書活動推進に関するイベント（おはなし会等）について、引き続きPRに努めるとともに、子ども読書活動の意義や読書に関する啓発活動を、保護者向けに行う必要がある。 ○長野市子ども読書デーや子ども読書の日（4月23日）関連イベントは、市民のニーズに合致した内容とし、広報・周知活動を拡大する。 ○長野市子ども読書活動推進イメージキャラクターを効果的に活用し、子どもの読書活動の推進を図る。

*12 ブックリスト：本の紹介を行うために作成したパンフレット。

2 第二次計画策定後の情勢の変化

(1) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定（平成25年5月）

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の期間満了に伴い、第三次となる計画が文部科学省により策定され、基本方針として、「家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」「子どもの読書活動を支える環境の整備」「子どもの読書活動に関する意義の普及」が挙げられました。子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体は地域の実情に応じて施策の方向性や取組を示すこととされています。

(2) 第二次長野市教育振興基本計画の策定（平成29年4月）

長野市教育の基本理念の具現化を目指し、教育施策の基本的方向と基本施策を定めるため策定されました。子ども読書活動推進計画は、この第二次教育振興基本計画の生涯学習分野の個別計画として位置付けられています。成長過程に応じた様々な場面で、子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動推進施策を進めていくこととしています。

(3) 学校図書館をめぐる状況

平成27年4月の学校図書館法の改正により、学校には、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないとされました。長野市では、法律の改正に伴い平成29年4月から、教育委員会が学校司書を直接任用しています。

文部科学省は、平成29年度からの「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し学校図書館の整備を目指しています。また、平成28年11月には教育委員会や学校図書館にとって参考となるよう、運営上の重要な事項についての望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」を策定しました。

(4) 電子書籍の普及

情報関連機器の進化や情報メディアの発達により、電子書籍^{*13}の普及が進んでいます。若者の活字離れの一因とされる一方、「本を読む」ことには違いなく、省資源を評価する見方もあります。

^{*13} 電子書籍：電子化された書籍データ。紙に印刷するのではなく、パソコンや携帯情報端末、携帯電話などにデータを取り込んで閲覧する。

第3章 基本的視点

1 基本的視点

本計画では、第二次計画における成果と課題等を踏まえ、子どもの読書活動を推進するための基本的視点を以下のとおり設けました。

【基本的視点1】

読書に親しむ環境の充実

子どもが最初に読書の楽しさを知る場である家庭をはじめ、家族も子も本に親しみ一緒に楽しむことができるよう、環境づくりに努めます。

【基本的視点2】

家庭・学校・地域の連携の推進

読書を習慣とするために、家庭・学校・地域が連携・協力し、積極的に子どもの読書活動を支援します。

【基本的視点3】

普及・啓発活動の促進

子どもの読書活動の意義や重要性について、情報提供や普及啓発活動の充実を図ります。

2 施策の体系

【基本的視点】

- 1 読書に親しむ環境の充実
- 2 家庭・学校・地域の連携の推進
- 3 普及・啓発活動の促進

施策1
家庭における
子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における取組
- 2 保健センター等における取組

施策2
教育・保育施設等における
子どもの読書活動の推進

- 1 教育・保育施設等における取組
- 2 こども広場・地域子育て支援センターにおける取組

施策3
学校等における
子どもの読書活動の推進

- 1 小学校・中学校等における取組
- 2 放課後子ども総合プラン施設における取組

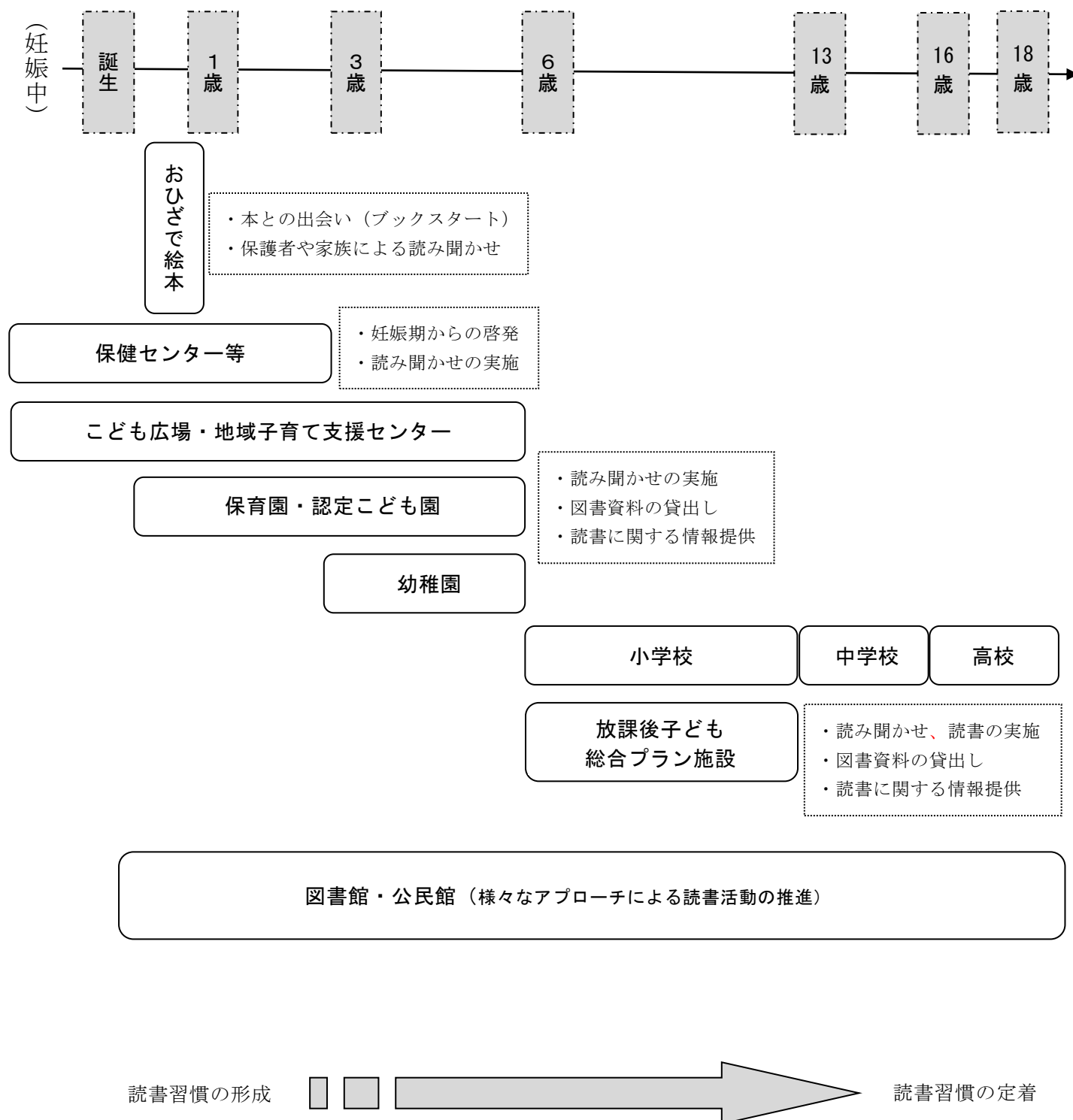
施策4
市立図書館等における
子どもの読書活動の推進

- 1 市立図書館における取組
- 2 社会教育施設等における取組

施策5
関係機関の連携と
普及啓発の推進

- 1 関係機関の連携
- 2 普及啓発の推進

3 子どもの読書活動推進に係る体制図



第4章 子どもの読書活動の推進のための施策

施策1 家庭における子どもの読書活動の推進

1 家庭における取組

(1) 家庭での読書活動の取組への支援

家庭は、子どもにとって生活の基盤であり、最初に本に出会い読書の楽しさを知る場です。家庭では、子どもが本に親しむ環境づくりを心掛けることが望まれます。特に乳幼児は、親や家族の温もりのある声で絵本の読み聞かせを聞くことで、本を楽しむと同時に読み手との心のつながりが深まります。それにより、絵本に親しみをもち、大人とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築きながら豊かな表現力や想像力を養い、言葉を学んでいきます。

子どもが読書活動に興味や関心を持つためには、家庭において、親子で本を読んだり、読んだ本の感想を語り合うことが大切です。また、子どもの読書習慣の形成には、家族の積極的な関わりが重要です。家族みんなが読書をする姿をみせる、読み聞かせを行うなどして、読書を生活の中に位置付け、継続して行われるようにしていくことも必要です。そのために妊娠期も含め、家族で読書を楽しむことの大切さや、絵本等の面白さ、読書がもたらす育ち等についての啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
おひざで絵本事業の推進・充実	家庭・地域学びの課
ブックリストの作成・配布、ホームページ等での紹介	家庭・地域学びの課 市立図書館
家族の関わりを促進するための啓発活動の実施（☆）	家庭・地域学びの課 市立図書館
長野市家庭の日における読書の奨励	家庭・地域学びの課
出生届出の際に配布する「赤ちゃんのしおり」で親子読書の勧めを掲載	健康課

☆：新規取組

2 保健センター等における取組

(1) 保健センター等における子ども読書活動への支援

保健センター等では、7～8か月児健康教室において「おひざで絵本事業」を実施し、読み聞かせ等を行っています。今後も子どもの発達・成長における読書の重要性について保護者の関心が高まるよう啓発に取り組みます。また、妊娠・出産期に実施する事業において、妊産婦や保護者を対象に子どもの発達・成長における読書の重要性の周知を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
健康教室での読み聞かせの実施や絵本の紹介	家庭・地域学びの課 健康課
母子健康手帳交付時において、妊産婦等へ子どもの読書活動を推進するためのパンフレット等の配布	健康課 家庭・地域学びの課



おひざで絵本事業の様子

施策２ 教育・保育施設等における子どもの読書活動の推進

１ 教育・保育施設等における取組

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等における子ども読書活動の充実

保育所、幼稚園、認定こども園等は、子どもの主体性、意欲的な読書習慣を培う場として、学校とともに重要な役割を担っています。絵本や物語などの読み聞かせは、子どもが興味を持って聞くことで、想像する楽しさを覚えるとともに、豊かな言葉や表現を身に付けていく上でも大切な取組です。様々な題材の絵本や物語などを取り上げながら、子どもの多様な興味や関心を喚起できるよう、絵本などの読み聞かせ活動の充実を図り、読書に親しむ素地を育みます。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
保育士・幼稚園教諭等職員及びボランティアによる読み聞かせの実施	保育・幼稚園課
園児や未就園児への図書の貸出し	保育・幼稚園課
園だより等での読書に関する情報提供	保育・幼稚園課
職員への読み聞かせ等の研修の実施	保育・幼稚園課

２ こども広場・地域子育て支援センターにおける取組

(1) こども広場・地域子育て支援センターにおける子ども読書活動の充実

市内２か所のこども広場「じゃん・けん・ぽん」「このゆびとまれ」では、運営スタッフやボランティア等による絵本の読み聞かせや紹介など、それぞれ工夫を凝らした取組を行っています。引き続き、多くの絵本との出会いや親しみを持つような取組の充実を図ります。

また、市内の地域子育て支援センターにおいても、保育士や子育て支援員による絵本の読み聞かせやパネルシアター、絵本の紹介・貸出しを行っています。引き続き、乳幼児期において絵本に興味や関心が持てるような取組を進めるとともに、各施設の絵本コーナーの充実を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
こども広場・地域子育て支援センターでの読み聞かせ会の実施や絵本等の紹介・貸出し	保育・幼稚園課
図書の購入と絵本コーナーの充実	保育・幼稚園課

施策3 学校等における子どもの読書活動の推進

1 小学校・中学校等における取組

(1) 読書指導の充実と子どもの自主的読書活動の促進

幼少期に絵本の楽しさから物語の世界へ入ることを覚えた子どもは、更に想像力を働かせて聴くこと、自ら本を読むことに興味を持ちます。

読み聞かせをはじめとする読書活動は、子どもの集中力、聴く力、想像力、話す力など学力の基礎となる力を育成するとともに、本との出会いが子どもに与える感動は、自分の生き方を考える機会を提供するなど心を育てる経験につながります。子どもが成長とともに発達に即した本を読みこなし、読書経験が生きていくための糧となるように、子ども一人ひとりの読書力を伸ばす指導を行うことで、子どもが自ら本に親しむ活動が期待できます。子どもの読書意欲を促進するため、各学校では学校図書館の運営計画を作成し、これに基づき様々な取組を行っています。

また、学習指導要領においては、「言語活動の充実」が各教科等において重要な視点となっています。学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

そのため、学校図書館を利用した読書指導や「調べ学習」を通して、子どもの情報活用能力の向上と自主的な読書活動の促進を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
全校一斉読書の実施	小中学校 市立長野高校
読書週間・読書旬間の設定	小中学校 市立長野高校
学校図書館の授業での活用の推進	小中学校 市立長野高校

(2) 学校図書館図書資料の整備・充実

学校図書館においては、図書資料の利用・活用により、子ども一人ひとりが能力を伸ばせるよう、また、子ども自らが興味を持ち、学びたいような選書に努め、更に使いやすい図書館となるよう整備します。

併せて、市立小中学校全校で「学校図書館図書標準*14」を達成できるよう、図書資料の充実を進めます。

*14 学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
学校図書館の図書資料の充実	学校教育課 小中学校
推薦図書リストの周知や活用	学校教育課 小中学校

(3) 学校図書館の機能充実

子どもの読書活動を推進していくためには、公共図書館との連携や学校図書館同士の情報共有が必要です。

市立図書館や県立図書館、他の学校図書館との連携を図り、資料の活用の幅を広げるとともに、優良図書の情報交換、子どもの読書活動全般に関わる情報の交換等を進めます。

また、市立小中学校の学校図書館の図書の貸出しや蔵書管理は、「学校図書館システム」により運用しています。蔵書検索機能を有効利用することで、子どもが数多くある本の中から自分に合った本を探すことができる「学習センター」・「情報センター」としての学校図書館の活用を支援します。

さらに、情報機器の導入など新たな施策の展開に伴い、図書資料の展示スペースの確保や施設設備の更新・充実が求められています。校舎改修事業等の機会を捉え、順次、学校図書館を中心とした読書環境の更なる充実を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
市立図書館や県立図書館等の利用・連携	小中学校 学校教育課 市立図書館
校舎改修事業等に伴う学校図書館の整備・充実	教育委員会総務課
学校図書館の情報化の推進	学校教育課
校内読書コーナー等の設置の検討	学校教育課

(4) 教職員の読書に関する意識の高揚と研修機会の充実

学校図書館法の規定に基づき、12 学級以上のすべての学校で司書教諭が置かれ、それ以外の学校では図書館担当教諭がその業務を担っています。また、各小中学校では図書館の業務を専任する学校司書が配置されています。

学校図書館は、司書教諭又は図書館担当教諭が中心となって企画運営され、学校司書は蔵書管理や貸出し、環境整備等の日常業務をはじめとして子ども達に読書の楽しさを伝え、教員とともに教育活動を進める役割を担っています。資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、学校図書館の運営と活用について、より専門性を発揮していくことができるよう研修を充実するなど、学校図書館の運営に携わる職員の充実を図り、子どもがいつでも図書館に来て、良質な図書館サービスを受けられる環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
学校図書館の運営に携わる職員の研修機会の充実	学校教育課

(5) 家庭との連携による読書指導の推進

子どものより積極的な読書活動を推進するためには、家庭での働き掛けも重要です。親が読書に関心を持ち、子どもと本についての会話をすることで、親子のコミュニケーションの機会が増え、子どもの読書活動につながることを期待されます。

また、現代の子どもは多種多様な情報や娯楽に囲まれるとともにスポーツ活動や習い事、学習塾など慌ただしい日々を過ごしています。

充実した読書を行うためには、静かな場所や時間が望まれます。家庭でテレビやゲームの時間を減らし家族で読書を楽しむ時間をつくる等の取組を、図書館だよりを通し働きかけるなど、家庭の理解と協力を得ながら読書活動を進めていくことが必要です。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
家庭での読書推進の呼び掛け	小中学校 学校教育課

(6) 地域との連携・協力による読書活動の充実

読み聞かせ等のボランティアには、読書活動や図書館運営についての知識を持った人材も多くいることから、こうした外部の人の協力により図書館活動における多様な取組が期待されます。さらに、これらの活動が地域の教育力を高める一つの方法として期待できることから、今後も地域ボランティアに対して読書活動への協力を求めるとともに、地域に活動団体がいない場合には、市立図書館等で紹介を受けるなど、各学校の状況に応じてボランティアとの連携を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
ボランティアやPTAによる読み聞かせ・ブックトークの実施	小中学校 学校教育課

(7) 読書を通じた国際感覚形成等の促進

市内の小学校・中学校では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、「東京 2020 教育プログラム」を実施予定です。長野冬季オリンピック・パラリンピックの開催都市として、一校一国運動などの無形レガシー（遺産）を子どもたちに継承する中で、子どもの読書活動を通じてふるさとの魅力を再発見し、また、世界各国の文化等に触れることで、国際感覚、人権感覚を育み、未来を担う人材を育成する取組を行います。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
ふるさとや世界各国の文化等を理解するためのテーマ本の選定・コーナーの設置（☆）	小中学校 学校教育課

☆：新規取組

2 放課後子ども総合プラン施設における取組

(1) 放課後子ども総合プラン施設における子ども読書活動の充実

放課後子ども総合プラン施設では、地域社会全体での子育てを支援するため、アドバイザー*15 や地域で組織されたボランティア団体（母親クラブ等）から様々な体験活動、交流の機会を提供していただき、子どもたちの健やかな育ちを図っています。

その体験活動の中で、アドバイザーやボランティアによる読み聞かせ活動は、子どもが読書に親しむきっかけとして、今後も推進していきます。

また、放課後子ども総合プラン施設に推薦図書を知周するなど、読書活動に関する情報提供を行うとともに、市立図書館の団体貸出制度やリサイクル図書を積極的に利用するなど、図書の充実に取り組みます。

*15 アドバイザー：放課後子ども総合プランの実施施設（児童館等・子どもプラザ等）において、子どもたちの様々な活動を支援する登録制のボランティア。支援の内容としては、折り紙・読み聞かせなどや、宿題サポートなどがある。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
放課後子ども総合プランアドバイザーや地域で組織されたボランティアによる読み聞かせの実施	こども政策課
推薦図書の周知と図書の充実	こども政策課

施策4 市立図書館等における子どもの読書活動の推進

1 市立図書館における取組

(1) 子ども対象の読書推進事業の充実

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書を楽しむことができる場であるとともに、調べ学習等により情報収集の方法を学ぶ場でもあります。また、保護者にとっても、自分の子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について図書館司書に相談したりすることのできる場所です。

市立図書館では、年間を通じて、読み聞かせを中心とした、子どもに読書の楽しさを伝える各種行事の開催や、子どもに薦めたい図書リストの配布など、子どもの読書活動の啓発事業を実施しています。

さらに、移動図書館は、市内全域（91巡回ステーション）を巡回し、図書館本館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進を図っています。

今後は、様々な文学に親しみ想像力を豊かにするような読書感想画展や親子で気軽に参加して楽しめる各種行事を開催することにより、子どもはもちろんのこと、保護者の読書への関心も高まるよう取り組みます。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
子ども向け行事の実施及び保護者への啓発	市立図書館
ブックリストの作成・配布、ホームページ等での紹介	市立図書館
児童向け図書館だより（こども読書ニュース「ふれあい」・こどもかいだより「おひさま」）の発行・ホームページへの掲載	市立図書館
移動図書館における児童書の充実と貸出し	南部図書館

(2) 児童・青少年向けサービスの充実

市立図書館には児童書コーナーに「お話しの部屋（長野図書館）」・「親子コーナー（南部図書館）」が設置され、そこでは、子どもと保護者が自由に絵本や紙芝居の読み聞かせができるなど、子どもの本に対する興味や関心をより深めることのできる場として活用しています。

今後は、子どもにより一層読書への理解と関心を深めてもらうために、子どもが気軽に利用できる場所づくりを心掛け、特に青少年世代に対する図書整備とサービスの充実を図ります。また、図書館をより身近に感じてもらえるように、中・高校生による読み聞かせボランティアの受入れや職場体験等を推進します。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
児童書コーナー「お話しの部屋」・「親子コーナー」の整備・充実	市立図書館

青少年向けの図書を集めたコーナーの整備・充実	市立図書館
中学生・高校生による読み聞かせボランティア・職場体験の実施	市立図書館

(3) 特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実

市立図書館では、誰でも安心して図書館を利用できるよう多目的トイレや車椅子を設置するなど設備を整えています。また、長野図書館の「対面朗読室」では、視覚障害者への対面朗読サービスを行っています。

さらに、視覚障害者への図書サービスを目的とした「障害者ライブラリー」（長野図書館）では、点字図書・録音図書の収集・製作・貸出しを行っており、市内の盲学校や福祉施設にも貸出しを行い、図書サービスの拡大を図っています。

今後は、読書活動のために特別な支援を必要とする子どものための資料や図書サービスの更なる充実を図り、その保護者も読書へ関心を持ってもらうよう取り組みます。

また、点字図書・録音図書の製作に当たっては、ボランティアの協力を受けるとともに、必要とする知識・技術を習得するための学習の機会を提供します。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
点字図書・録音図書製作ボランティアの養成	長野図書館
障害者ライブラリー（点字図書・録音図書の収集・製作・貸出し）の充実	長野図書館
特別支援学級、特別支援学校等の施設への団体貸出し	市立図書館

(4) 図書館司書の充実

図書館司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で大切な役割を担っています。子どもと本をつなぐための専門知識や高い技術が求められていることから、図書館司書が更に専門的知識を得ることができるよう、計画的に各種研修会への参加を実施します。

さらに、図書館司書が、学校や地域で読み聞かせなどの読書活動に携わる関係者へのサポートを十分に行えるよう、読み聞かせ等の技術や知識を高めるための継続した研修の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
各種研修への積極的な参加	市立図書館

(5) 資料整備と情報化の推進

図書館では、子どもが本を読む楽しさを知ったり、本から様々な知識を得たりすることができる良書・名作を整備するとともに、子どもの読書傾向や学習内容を踏まえながら、多岐にわたる興味・関心に応えるような資料や情報を収集することが求められています。

本市の市立図書館の資料は、本館・移動図書館^{*16}・分室・市民文庫^{*17}ごとに、資料収集方針の下、利用者のニーズを考慮しながら収集を進めています。

引き続き、利用者のニーズに応じた多様な図書館資料を整備するとともに、子ども、保護者及び読み聞かせボランティア活動を行っている方等からのリクエストに応じた選書・購入を図ります。

一方、図書の蔵書・貸出状況や子ども向け行事の情報など、子どもの読書活動に関する情報の提供は、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

市立図書館においては、蔵書や貸出状況等の検索、インターネットでの貸出予約はもちろんのこと、新着図書の紹介や貸出ベスト・予約ベストの紹介、子ども向け図書館報、パスファインダー^{*18}をホームページへ掲載しています。

今後は、図書館ホームページにおいて、子どもがインターネット上でも気軽に読書情報に触れることができるよう、情報提供の充実に努めます。

^{*16} 移動図書館 : 専用の車に図書を積んで市内各地区を巡回して貸出しを行う自動車図書館。図書館から遠く利用しにくい市民にも図書を提供できる。

^{*17} 市民文庫 : 市内32か所の福祉施設、児童館等に開設している。

^{*18} パスファインダー : path (小道) + finder (発見者) の複合語で、道案内・誘導者の意味。特定のテーマごとに図書館資料を利用した調べ案内。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
子ども向け図書の買い換え、資料等の充実	市立図書館
利用者のリクエストへの対応	市立図書館
調べ学習に役立つパスファインダーの作成・充実	市立図書館

(6) 図書館サービス網の充実

図書館は、本館2館（長野図書館・南部図書館）を中心に、市立公民館に併設した図書館分室（28か所）、移動図書館（3台）、市民文庫（32か所）が一体となり、全域サービスを行っています。

図書館分室は、新刊本を随時配本し、図書館本館の利用が不便な高齢者や小さな子どもと保護者などを中心に、一般書・児童書の貸出しを行っています。

今後は、分室での児童書の充実を図るとともに、公民館で開催される乳幼児教室等で分室にある絵本の紹介をするなど、図書館と公民館の連携を深めながら、地域に根ざした子どもの読書活動の推進を図ります。

一方、移動図書館は、市内全域（91巡回ステーション）を巡回していることから、図書館本館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つです。今後は、巡回ステーションの見直しや、より効果的な利用法を検討することにより、子どもが更に身近に本に親しめる環境を

整える必要があります。また、分室の機能を一層充実させ、新たな図書館サービス網の整備を検討します。

本項目における具体的な取組は、「長野市図書館基本計画」に位置付けられています。

(7) 読書を通じた国際感覚等の形成

長野冬季オリンピック・パラリンピック開催を契機として、本市では一校一国運動など国際交流が盛んになりました。この流れを引き継ぎ、また、第三次計画期間中に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、今後一層の国際化が進む中で、多文化共生への理解を深めるために、子どもたちが読書を通じてふるさとの魅力を再発見し、また、世界の様々な国の文化等を知るための取組を行います。

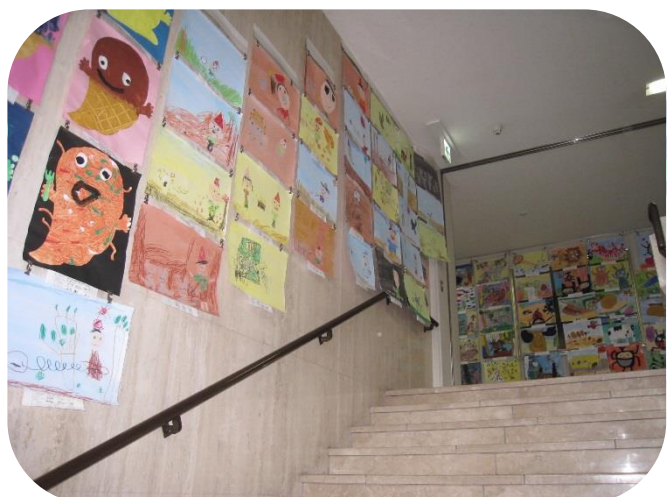
【具体的な取組】

取組内容	担当課
ふるさとや世界各国の文化等を理解するためのテーマ本の選定・コーナーの設置（☆）	市立図書館

☆：新規取組



おはなし会の様子



読書感想画展

2 社会教育施設等における取組

(1) 市立公民館等における子ども読書活動の充実

市民の生涯学習活動の拠点である市立公民館（本館 29 館・分館 30 館）では、乳幼児や小学生とその保護者を対象とした、「次世代育成支援講座」、「親子学級」を開催し、その中でパネルシアター*19・絵本の読み聞かせなどを行っています。こうした講座を通じて、子どもが読み聞かせや読書の楽しみを感じ、保護者が読書活動への関心を高めるよう一層積極的に取り組みます。

28 の市立公民館（南部図書館に隣接する篠ノ井公民館を除く。）に併設した図書館分室では、一般書・児童書の貸出しにおいて、工夫を凝らした様々な取組を行い、更に利用しやすい図書館分室を目指します。

市立公民館では、国際交流の一環として、世界各国の文化を知るための講座を開催しています。国際化が進む中で、また、長野冬季オリンピック・パラリンピックの開催都市として、多文化共生への理解を深めるために、子どもたちが読書を通じてふるさとの魅力を再発見し、また、世界の様々な国の文化等を知るための取組を行います。

また、子育てに関する活動や、子どもの読書活動推進のための活動を行うグループ・サークルなどへ活動場所を提供しています。公民館で実施する読み聞かせに協力を依頼するなどの連携は今後も継続します。

*19 パネルシアター：パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりしておはなし、歌あそび等を行う教育法、表現法。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
公民館講座等における読み聞かせ等の実施	公民館 家庭・地域学びの課
図書館分室の整備及び利用促進	公民館 南部図書館 家庭・地域学びの課
図書館分室において、季節や年中行事を意識した絵本の紹介やお薦め本等の展示	公民館 家庭・地域学びの課
ふるさとや世界各国の文化等を理解するためのテーマ本の選定・コーナーの設置（☆）	公民館 家庭・地域学びの課
子育てサークルや子ども読書活動を行うグループへの学習室等の貸出し	公民館 家庭・地域学びの課

☆：新規取組

(2) その他の社会教育施設における子ども読書活動の充実

市内の博物館では、イベント等において、民話の読み聞かせやパネルシアターを行っています。また、少年科学センターにおいても、図書コーナーを設け、利用者が読書に親しむ機会を設けています。今後も、このような地域の子どもに関わる社会教育施設等において、読み聞かせ等の催しや、チラシ・パンフレット等を活用した読書関連事業に関する情報提供を行い、積極的に子どもたちが本に親しむ機会の提供を進めます。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
博物館行事に合わせた読書イベントの開催	博物館
少年科学センターにおける読書コーナーの設置	家庭・地域学びの課



図書館分室での読み聞かせ



図書館分室の児童書コーナー

施策 5 関係機関の連携と普及啓発の推進

1 関係機関の連携

(1) 関係機関及び民間団体等との連携・協力

子どもが読書に関心を持ち図書館に親しむためには、学校図書館と市立図書館の連携・協力が必要です。市立図書館に学校図書館からの相談窓口となる担当者を配置し、学校図書館の支援体制の充実を図ります。また、限られた予算の中で図書資料の充実を図るため、リサイクル本についても積極的に活用するよう取り組みます。

子どもの読書活動を充実させるためには、家庭や学校だけでなく、専門的な活動を行う民間団体の協力が不可欠です。ボランティアの育成や活動の場の提供、子どもの居場所で絵本や物語に親しむための活動や行事を行うなど、本が身近にある読書環境の整備を進めます。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
リサイクル図書の有効活用	南部図書館
児童・生徒の図書館見学・体験の実施	市立図書館 学校教育課
学校図書館に関する相談体制の整備	市立図書館 学校教育課
読み聞かせボランティア等養成講座の開催	市立図書館 家庭・地域学びの課

2 普及啓発の推進

(1) 全市的な啓発事業の実施

読書活動を始めた子どもやその保護者が、より読書に親しむために、市や図書館等が行う読書関連事業やイベントについて、インターネットなどのICT（情報通信技術）*20を積極的に活用しながら情報提供していきます。

国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行うことを目的として、毎年4月23日が「子ども読書の日」として定められています。本市でも、市立図書館において、「子ども読書の日」から始まる「こどもの読書週間」中に、啓発用ポスターの掲示、子ども向け行事の開催及び児童図書を紹介するブックリストの作成・配布などを行っています。また、毎年11月3日の「長野市子ども読書デー」に合わせ、子どもの読書活動に関する啓発や読書の楽しさを伝える取組を行っています。今後もこうした取組を継続するとともに、公募により決定した長野市子ども読書活動推進イメージキャラクター「BOOKロウ（ブックロウ）」を積極的に活用し、普及啓発を進めます。

*20 ICT（情報通信技術）：Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

【具体的な取組】

取組内容	担当課
I C Tを活用した子ども読書活動の啓発（☆）	家庭・地域学びの課
長野市子ども読書デーにおける啓発活動の実施	家庭・地域学びの課
こどもの読書週間における啓発活動の実施	市立図書館 家庭・地域学びの課
読書活動推進イメージキャラクターの活用	家庭・地域学びの課

☆：新規取組



数値目標

指 標 項 目	現状値 (H28)	目標値 (H34)
「おひざで絵本」事業での絵本配付率	92.1%	96%
読書を「好き」と答えた児童・生徒の割合（小６・中３）	小 6 80.1% 中 3 72.9%	小 6 90.9% 中 3 80.7%
一日あたりの読書時間が「10 分以上」と答えた児童・生徒の割合（小６・中３）	小 6 65.5% 中 3 50.7%	小 6 68.5% 中 3 53.7%
市立図書館における児童書の蔵書冊数（0～12 歳一人あたり）	209,482 冊 (4.89 冊)	227,482 冊 (5.96 冊)
図書館分室における児童書の貸出冊数	20,830 冊	21,730 冊
市立図書館おはなし会参加者数	2,610 人	2,832 人
読み聞かせを行う市立公民館数（割合）	25 館（86.2%）	29 館（100%）
「学校図書館図書標準」達成学校数の割合	小学校 96% 中学校 75%	小学校 100% 中学校 100%

資 料

- 第三次長野市子ども読書活動推進計画 諮問・答申
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会の検討経過
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定体制
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定経過
- 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例
- 長野市子ども読書活動推進計画庁内検討会議要綱
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画策定に係る市民意見募集結果
- 第三次長野市子ども読書活動推進計画目標値及び設定根拠等

第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会への諮問

29 家第 133 号
平成 29 年 5 月 15 日

長野市子ども読書活動推進計画策定委員会
委員長 西 一 夫 様

長野市教育委員会

第三次長野市子ども読書活動推進計画について（諮問）

策定から 5 年が経過した第二次長野市子ども読書活動推進計画を見直し、第二次長野市教育振興基本計画に定める「次世代を担う子どもたちの『生きる力』の育成」を目指し、子どもの読書活動推進の指針となる第三次長野市子ども読書活動推進計画について、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 2 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会の答申

平成 30 年 1 月 24 日

長野市教育委員会 様

長野市子ども読書活動推進計画策定委員会
委員長 西 一 夫

第三次長野市子ども読書活動推進計画について（答申）

平成 29 年 5 月 15 日付け、29 家第 133 号で諮問のありましたこのことについて、本策定委員会で審議を重ねた結果、別冊のとおり決定しましたので答申します。

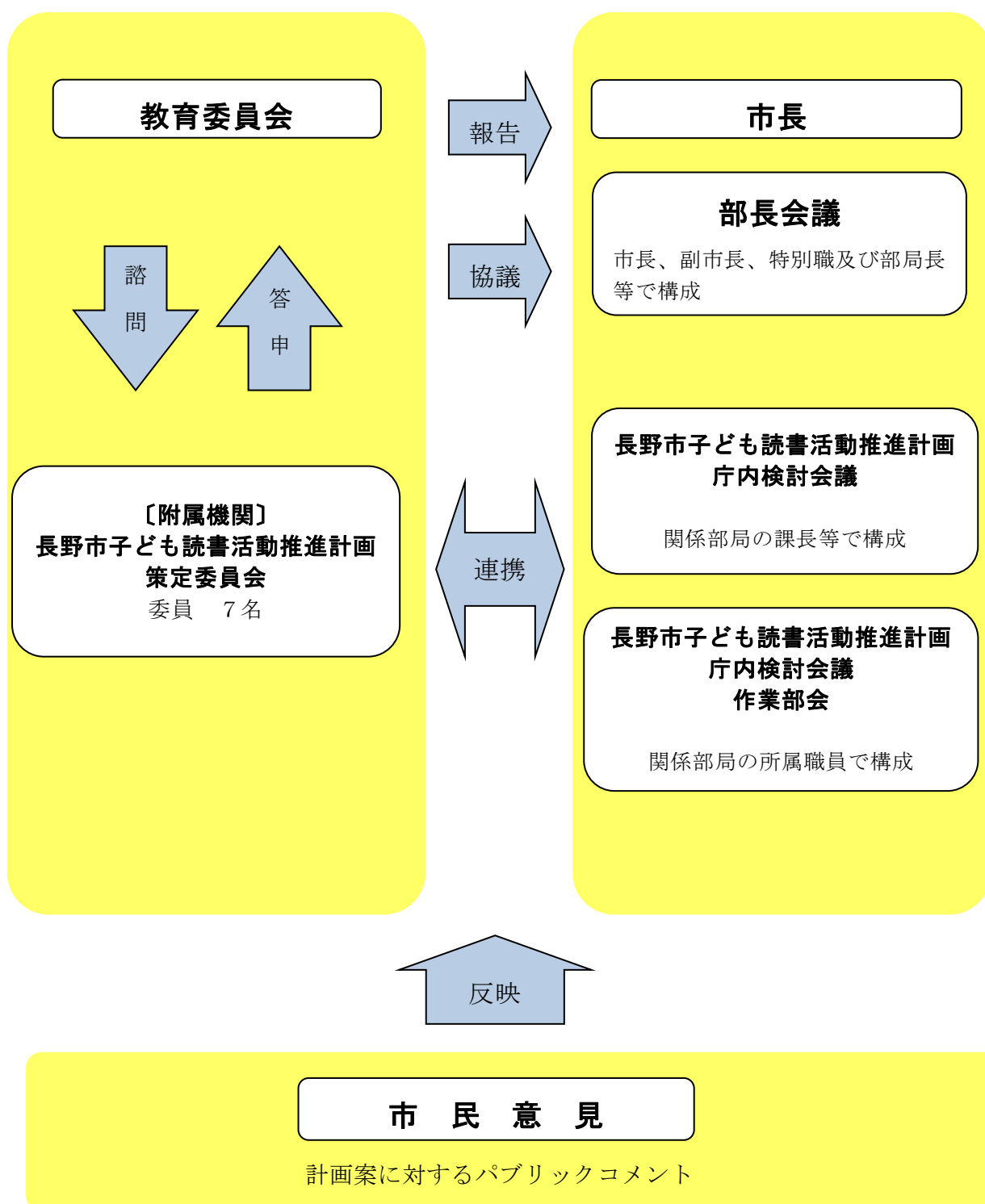
第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	信州大学教育学部教授	西 一夫
副委員長	長野市幼稚園・認定こども園連盟	長橋 益子
委 員 (五十音順)	長野市P T A連合会	石坂 晶子
	公募委員	滝澤 あけみ
	公募委員	美谷島 恵子
	長野市校長会	丸田 俊也
	長野市私立保育協会	柳澤 澄夫

第三次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会の検討経過

開催状況	年 月 日	内 容
第 1 回策定委員会	平成29年 5 月15日	・ 諮問 ・ 策定方針について
第 2 回策定委員会	平成29年 8 月31日	・ 計画素案について
第 3 回策定委員会	平成29年10月11日	・ 計画案について ・ 中間答申
第 4 回策定委員会	平成30年 1 月24日	・ 市民意見募集の結果について ・ 計画案について ・ 答申

第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定体制



第三次長野市子ども読書活動推進計画の策定経過

年月日	会議等	内容
平成29年 4 月	策定委員推薦依頼 及び公募	・ 計画策定に有識者及び市民意見を反映させるため、 策定委員会委員の選定
5 月10日	定例教育委員会	・ 策定委員の委嘱について
5 月15日	第 1 回策定委員会	・ 諮問 ・ 策定方針について
6 月22日	庁内検討会議 第 1 回作業部会	・ 第二次計画最終点検について ・ 計画の体系について
7 月13日	庁内検討会議 第 2 回作業部会	・ 計画の体系及び素々案について
8 月 9 日	庁内検討会議 第 3 回作業部会	・ 計画素案について ・ 新規取組について
8 月31日	第 2 回策定委員会	・ 計画素案について
10月 4 日	定例教育委員会勉強 会	・ 計画素案について協議
10月11日	第 3 回策定委員会	・ 計画案について ・ 中間答申
11月 1 日	部長会議	・ 計画案及び市民意見募集の実施について決定
11月 1 日	定例教育委員会	・ 計画案及び市民意見募集の実施について決定
12月 4 日～ 12月31日	市民意見等の募集 【パブリックコメント】	・ 計画案に対する市民からの意見・提案の募集
平成30年 1 月24日	第 4 回策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 計画案について ・ 答申
2 月 7 日	定例教育委員会	・ パブリックコメントの結果及び計画の決定
2 月 9 日	部長会議	・ パブリックコメントの結果及び計画の決定

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

2 附属機関は、委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会等及び議決の特例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会等について準用する。

3 別表の1に規定する長野市青少年健全育成審議会においては、長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）第16条第1項に規定する事項に係る部会等の審議は、同審議会が行ったものとみなす。

(守秘義務)

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

～中略～

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関（省略）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
～省略～			
長野市子ども読書活動推進計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市子ども読書活動推進計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	7人以内	1年
～省略～			

3 市長等の附属機関（省略）

長野市子ども読書活動推進計画庁内検討会議要綱

(設置)

第1 教育委員会事務局及び市長部局の関係部局が相互に連携を図りながら協力することにより、長野市子ども読書活動推進計画（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により策定する長野市の市町村子ども読書活動推進計画をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を検討し、長野市子ども読書活動推進計画を総合的に推進するため、長野市子ども読書活動推進計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(任務)

第2 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 長野市子ども読書活動推進計画の基本方針等に関すること。
- (2) 長野市子ども読書活動推進計画の総合的な推進及びその推進のための教育委員会事務局及び市長部局の連携協力体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会又は市長が必要と認める事項。

(組織)

第3 検討会議は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は教育委員会事務局家庭・地域学びの課長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第6 検討会議は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、その都度、検討会議で定める。

(庶務)

第7 検討会議の庶務は、教育委員会事務局家庭・地域学びの課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議で定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

別表（第3関係）

保健福祉部	保健所健康課長
こども未来部	こども政策課長 保育・幼稚園課長
教育委員会事務局	総務課長 学校教育課長 長野図書館長 南部図書館長

第三次長野市子ども読書活動推進計画策定に係る市民意見募集結果

第三次長野市子ども読書活動推進計画（案）の内容を公表し、意見・提案を募集

- 実施期間 平成29年12月4日から12月31日まで
- 閲覧場所 教育委員会家庭・地域学びの課、行政資料コーナー、各支所、各市立図書館、各市立公民館、市生涯学習センター、市ホームページ
- 意見等 11件（個人4人）
- 意見・提案に対する市の考え方

対応区分	対応方針	件数（件）
1	計画案を修正・追加する。	0
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	1
3	計画案は修正しないが、今後の取組みにおいて検討又は参考とする。	0
4	検討の結果、計画案に反映しない。	0
5	その他（質問への回答、状況説明、他の計画で対応している等）	10
合 計		11

第三次長野市子ども読書活動推進計画目標値及び設定根拠等

各指標に対する目標値及び設定の根拠等については、次の表のとおりである。

指標項目	現状値 (H28年度)	目標値 (H34年度)	設定根拠（設定方法）	担当課
「おひざで絵本」事業での絵本配付率	92.1%	96.0%	第二次計画期間中も配布率が順調に上昇していること、また、今後も情報発信を拡大することで、目標値の達成を目指す。	家庭・地域学びの課
読書を「好き」と答えた児童・生徒の割合（小6・中3）	小6 80.1% 中3 72.9%	小6 90.9% 中3 80.7%	H26からH28の増加率を踏まえ、小6は年1.8%、中3は年1.3%ずつの増加を見込む。	学校教育課
一日あたりの読書時間が「10分以上」と答えた児童・生徒の割合（小6・中3）	小6 65.5% 中3 50.7%	小6 68.5% 中3 53.7%	H26からH28において、小6は横ばい、中3は減少しているため、現状維持を目標とするが、さらに年0.5%の増加を見込む。	学校教育課
市立図書館における児童書の蔵書冊数 (0～12歳一人あたり)	209,482冊 (4.89冊)	227,482冊 (5.96冊)	H28蔵書冊数実績値から年3,000冊の増加を見込む。	長野図書館 南部図書館
図書館分室における児童書の貸出冊数	20,830冊	21,730冊	H27からH28において減少しているため、現状維持を目標とするが、さらに年150冊増を見込む。	南部図書館 家庭・地域学びの課
市立図書館おはなし会参加者数	2,610人	2,832人	現状維持を目標とし、さらにお話し会1回あたり1人の増（年間37人）を見込む。	長野図書館 南部図書館
読み聞かせを行う公民館数（割合）	25 (86.2%)	29 (100%)	親子学級の開催目標が各公民館で年間1回以上であるため、それに併せて全29館での実施を見込む。	家庭・地域学びの課
「学校図書館図書標準」達成学校数の割合	小学校96% 中学校75%	小学校100% 中学校100%	市立小中学校全校での達成を目指す。	学校教育課

第三次長野市子ども読書活動推進計画

平成 30 年 4 月

発 行 長野市教育委員会
担 当 長野市教育委員会事務局家庭・地域学びの課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
電話 026-226-4911（代表）
026-224-5082（直通）
FAX 026-224-5104
E-mail manabi@city.nagano.lg.jp

